

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成9年3月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、9年3月から同年11月までは24万円、同年12月から10年3月までは28万円、同年4月は26万円、同年5月から同年9月までは28万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月は28万円、11年1月から同年9月までは32万円、同年10月及び同年11月は38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月3日から11年12月16日まで

平成9年3月からA社のC営業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間の年金記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提供された申立人に係る「本採用申請書」及び「勤怠・控除データ」により、申立人がA社に平成9年3月3日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、申立人の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる保険料額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間に係る標準報酬月額については、「勤怠・控除データ」により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成9年3月から同年11月までは24万円、同年12月か

ら10年3月までは28万円、同年4月は26万円、同年5月から同年9月までは28万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月は28万円、11年1月から同年9月までは32万円、同年10月及び同年11月は38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得手続に不備があった旨を回答していることから、事業主は平成11年12月16日を資格取得日として誤って届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る9年3月から11年11月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 45 年 2 月 22 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、46 年 7 月 26 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 45 年 2 月から同年 6 月までは 2 万 2,000 円、同年 7 月から同年 9 月までは 3 万 3,000 円、同年 10 月から 46 年 6 月までは 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月 22 日から 46 年 7 月 26 日まで

昭和 45 年 2 月 22 日から 46 年 7 月 25 日まで A 社 B 支店に勤務し、この間、給料から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された「社会保険カード」、申立人が所持する給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、昭和 45 年 2 月 22 日から 46 年 7 月 26 日まで同社 B 支店に勤務していたことが認められる。

また、A 社は、厚生年金保険被保険者資格の得喪の届出等を行った後に「社会保険カード」を作成するとしているところ、申立人の「社会保険カード」には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 45 年 2 月 22 日、喪失日が 46 年 7 月 26 日と記録されているほか、申立人が申立期間中に給与から控除された厚生年金保険料も記録されていることが確認できる。

さらに、A 社 B 支店の厚生年金保険被保険者原票に申立人の記録は無いが、当該被保険者原票では、申立期間当時の厚生年金保険の整理番号が一人分欠番となっていることが確認できるところ、C 年金事務所は、「欠番の理由は分からない。」と回答しており、当時の処理について詳細は不明であるが、現在に至っては合理的な説明がつかず、社会保険事務所に何らかの事務的な

誤りがあったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 45 年 2 月 22 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、46 年 7 月 26 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び「社会保険カード」の保険料控除額から、昭和 45 年 2 月から同年 6 月までは 2 万 2,000 円、同年 7 月から同年 9 月までは 3 万 3,000 円、同年 10 月から 46 年 6 月までは 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成10年3月27日、資格喪失日が12年4月1日とされ、当該期間のうち、10年3月27日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年3月27日から同年4月1日まで

平成10年3月27日付けでA社B工場から本社へ期間を空けずに異動し、継続して勤務していたにもかかわらず、同年4月1日を厚生年金保険被保険者資格取得日として誤って届出された。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成10年3月27日、資格喪失日が12年4月1日とされ、当該期間のうち、10年3月27日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、A社から提出された給与明細書、「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、回答書及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（平成10年3月27日に同社B工場から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定しており、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、給与明細書の保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤った旨を認めていることから、事業主が平成10年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間及び同年 5 月から平成元年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで  
② 昭和 61 年 5 月から平成元年 4 月まで

申立期間の国民年金保険料については、夫婦二人分を私が納付していたにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「夫婦二人分を私が納付していた。」と主張しているが、その夫も同期間が未納となっている上、特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立期間①の直前の昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月までの期間について、申立人及びその夫は共に申請免除とされていることが確認できることから、申立人及びその夫は申立期間当時、保険料を納付できる経済状況ではなかった可能性がうかがわれる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料額を記憶していない上、「申立期間に挟まれた昭和 61 年 4 月分が納付済みとなっているので、その前後も納付したのではないかと思い、申し立てた。」としているなど、保険料納付に関する主張は曖昧である。

さらに、オンライン記録により、平成 3 年 3 月 7 日に、申立人及びその夫について国民年金保険料の納付書が作成されたことが確認できるところ、同時点において納付可能な保険料は元年 2 月以降の分であるが、同年 5 月に申立人の夫は厚生年金保険に加入しているとともに、申立人は国民年金の第 3 号被保険者となっているため、3 年 3 月時点における申立人及びその夫に係る当該納付書による保険料納付対象月は元年 2 月から同年 4 月までの 3 か月分のみであることから、3 年 3 月の時点において、少なくとも元年 2 月から



同年4月までの3か月のうちのいずれかの月は未納であったことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間よりも前の昭和54年度から56年度までの国民年金保険料の領収書を所持しているにもかかわらず、申立期間の領収書は所持していない上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 長野国民年金 事案 702

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月から51年4月まで  
昭和50年11月に会社を退職後、市役所で国民健康保険の加入手続を行った際に、「国民年金の加入手続も行ってください。」と言われたので、国民年金の加入手続も行ったはずであるにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年11月に会社を退職後、A市において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、同市の国民年金被保険者名簿（電算記録）を見ても、申立人に係る国民年金被保険者資格の得喪の記録は存在せず、申立人が同市において国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、A市における国民年金の加入手続について、「国民健康保険の加入手続を行った際に、国民年金の加入手続も行うように言われたので、国民年金の加入手続を行った。国民年金の窓口は、国民健康保険の窓口の隣であった。」としているが、申立期間当時の同市においては、両窓口は離れた所であったことが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続に係る記憶は曖昧であることがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付時期、納付方法、納付金額等を記憶していない上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 長野厚生年金 事案 700

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 7 月 1 日まで  
調理師会からの紹介で、昭和 49 年 10 月 1 日から A 社に勤務し、そこで妻と知り合い 50 年 4 月 \* 日に入籍したが、厚生年金保険被保険者資格取得日が同年 7 月 1 日となっている。同じ調理師会からの紹介で勤務した同僚は入社と同時に厚生年金保険被保険者となっているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間において A 社(現在は、B 社)で調理師として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間及びその前後に当該事業所に勤務していた 7 人(申立人を除く。)の調理師のうち、入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日が一致する者は 2 人のみで、入社日から被保険者資格を取得するまで数か月を要している者及び被保険者資格を取得していない者が存在することから、当時の当該事業所においては、調理師全員に入社後すぐに被保険者資格を取得させる取扱いでなかったことがうかがえる。

また、当該事業所における申立人の雇用保険被保険者記録は、昭和 50 年 7 月 1 日に資格を取得しており、厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、B 社は、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)を既に廃棄しており、このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 長野厚生年金 事案 701

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 22 日から 47 年 11 月 1 日まで  
学校卒業後にA市のテレビ塔西側にあった「B」という料理店で2年ほど働いた。店は宿泊もできる旅館で朝食準備や宴会準備等の仕事をした。社長はCといい、当時の写真も所持している。社会保険事務所（当時）の記録では被保険者記録が全く無いが、勤務していたのは間違いないので被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言及び雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間において、D社（現在は、E社）が経営する料理店「B」に勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険法において飲食店等の法人が強制適用となったのは昭和 61 年 4 月 1 日以降であるところ、オンライン記録によると、当該事業所は、事業所合併後の名称のE社で、同年 9 月 1 日に適用事業所となったことが確認できるものの、申立期間当時に当該事業所が適用事業所であったことは確認できない。

また、E社は、「当時は、事業所として厚生年金保険には加入しておらず、申立人の給与から保険料を控除するはずがない。」と回答している。

さらに、上述の元同僚は、「自分も当時の被保険者記録が無く、給与から保険料が控除されていたかは全く覚えていない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 長野厚生年金 事案 702

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月 24 日から 35 年 5 月 30 日まで  
昭和 27 年 4 月 1 日から A 市の B 工場で正社員として勤務していたところ、  
30 年 1 月 24 日から C 組の工事現場で働くように命ぜられ、同社 D 班に所属  
して 35 年 5 月まで E 施設等の現場で働いた。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の工事現場の写真及び複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間において F 社の D 班車両部に所属し、E 施設等の工事現場で車両整備に従事していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当時同社 D 班車両部に所属し申立人が同僚として名前を挙げた十数人には、申立期間当時、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、当時、現場代理人であった元同僚は、「当時の建設工事現場の作業員に厚生年金保険はなかった。それでも C 組の現場は作業員に失業保険と健康保険（建設国保）はあった。」と証言している。

さらに、同社は、当時の関係資料は廃棄しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格得喪については不明であると回答している。

このほか、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 長野厚生年金 事案 705

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 15 日から 60 年 4 月 1 日まで  
厚生年金保険の記録を見ると、知人の紹介で就職したA社に勤務した時の記録が無い。

申立期間について、正社員として勤務し、厚生年金保険の被保険者資格を取得していたはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元上司の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言が得られない。

また、申立人は、「当該事業所には正社員として入社し、入社時に社長から、現場を知る必要があるというので、現場に入った。」と主張しているところ、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「パート、アルバイト、臨時雇用や日雇いの人は、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった。現場作業員は、昭和 60 年ごろから 1、2 年現場を経験した人について、被保険者資格を取得させるようになった。」と証言している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び当該事業所が保管する健康保険被保険者名簿では、申立期間前後において健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていないことが確認できるとともに、雇用保険の記録によると、申立人は、当該事業所における雇用保険に加入していないことが確認できる。

加えて、当該事業所は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を廃棄している上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 1 日から 36 年 2 月 21 日まで  
A社を退社する際、脱退手当金の説明は受けなかったし、自分で請求手続を行った記憶も全く無い。

脱退手当金は受給していないので、申立期間について脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 20 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 2 月 21 日の前後約 4 年間に被保険者資格を喪失した 44 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録がある 36 名のうち、24 名は資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。

また、当該支給記録がある者の中には、「会社が脱退手当金の請求手続を行ってくれ、退職金と一緒に受け取った。」と証言している者がいることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 36 年 7 月 10 日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険脱退手当金支給報告書における支給対象期間、支給額及び支給日とオンライン記録とが一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。